一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［令和8年10月分］

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20261001	丸富運輸有限会社（法人番号9080102015112） 代表者加藤喜美	静岡県富士市依田橋120-1	山形営業所	山形県南陽市池黒字弁天571-1	文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）法第15条第4項	令和8年7月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第10条第1項）	0	0
20261022	株式会社エコサーブ（法人番号7370201002289） 代表者齋藤信	宮城県大崎市古川駅南3丁目17番地2	エコサーブトラックステーション	宮城県加美郡色麻町四竈字大原242番1	輸送施設の使用停止（20日車）、文書警告	法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和8年7月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等（安全規則第3条の3及び道路運送車両法（以下「車両法」）第47条）、(2)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	2	2
20261027	伊藤トラック有限会社（法人番号1370602000186） 代表者伊藤治	宮城県多賀城市大代1-3-2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区中野字資田33番地	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告	法第9条第1項、法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和8年6月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果4件の違反が認められた。(1)営業所の位置の変更違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号）、(2)休憩･睡眠施設の位置･収容能力変更違反（施行規則第2条第1項第6号）、(3)整備不良車両等（安全規則第3条の3及び車両法第47条）、(4)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。